

## 信州大学機関リポジトリ運営要項

### (目的)

1. 信州大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する者により作成された教育・研究・社会貢献等の活動の成果（以下「成果物」という。）を恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供する「信州大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）を構築し、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

### (委員会)

2. リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、学術情報・図書館委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

### (リポジトリの管理運営)

3. リポジトリの管理運営は、総合情報センターの管理に属するものを除き、附属図書館において行うものとし、次に掲げる事項を行う。
  - (1) サーバの管理
  - (2) 出版者における著作権等の方針に関する情報を調査し、著者である研究者に対して提供すること、または研究者の当該調査を支援すること。
  - (3) アクセス統計を提供すること。
  - (4) その他リポジトリの管理運営に関し必要な事項

### (登録者)

4. リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
  - (1) 本学に在籍し、または在籍したことのある職員及び大学院生
  - (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

### (登録対象となる成果物の範囲)

5. リポジトリに登録する成果物の範囲（種別・定義）については、以下のとおりとする。
  - (1) 第4項に規定する者が本学在籍中に作成し、または作成に関与した成果物、もしくは本学在籍中以外に作成し、または作成に関与した、リポジトリ以外での電子的公開が困難な成果物であること。
  - (2) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。
  - (3) 別表1に例示する種類の成果物であって、登録者が登録を希望したものであること。
  - (4) (3)にかかわらず、登録者の所属する部局が、リポジトリに登録する成果物の範囲についての基準を決定している場合、それに当てはまり、登録者が登録を希望したものであること。

(登録及び登録の代行)

6. リポジトリへの成果物の登録に関しては、以下のとおりとする。
  - (1) 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、本学在籍中に自らが作成し、または作成に関与した成果物を登録することができる。
  - (2) 登録者は、(1)の登録の代行を、直接または中央図書館もしくは各学部図書館を通じて、書面により附属図書館に依頼することができるものとする。
  - (3) (1)または(2)の手続きによって、登録者は第9項に定める取り扱いに同意したものとみなされる。

(公開条件の付与)

7. 登録者は、リポジトリに成果物を登録するにあたり、「公開／一部公開」などの条件を付して登録することができる。

(著作権)

8. 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(成果物データの取扱)

9. 附属図書館はリポジトリに登録する成果物を以下のとおり取り扱う。
  - (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
  - (2) 第7項にもとづく条件の範囲内で、ネットワークを通じて(1)の複製物を公開(送信)する。
  - (3) 保存及び可読性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(個人情報の取扱)

10. 国立大学法人信州大学の保有する個人情報の保護に関する取扱要項(平成17年4月1日国立大学法人信州大学要項第15号)第9及び第10に基づき、第6項により取得する個人情報は、第1項に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて個人情報を保有しない。

(登録の削除)

11. 登録された成果物の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。
  - (1) 登録者が、理由を付して削除の申し出を行い、附属図書館長が認めた場合
  - (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、または内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合

(改版の登録及び旧版の削除)

12. 登録者は、既に登録された成果物の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前項(1)の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(登録者の責任)

13. 登録された成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

附則

信州大学機関リポジトリ運営指針（平成 18 年 10 月 3 日施行）を平成 21 年 8 月 6 日に廃止し、この要項を、平成 21 年 8 月 6 日から実施する。

附則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、2020 年 4 月 10 日から実施する。

附則

この要項は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 成果物の種別（例）

学術雑誌や学会誌に掲載された論文
本学（または本学の部局）が発行する刊行物に掲載された論文・記事
ディスカッションペーパー，ワーキングペーパー
学位論文
科学研究費補助金研究成果報告書
国際会議・国内会議における発表で使用了予稿やプレゼンテーション資料
国際会議・国内会議に出展したポスター発表
各種出版物に掲載された解説記事・総説
COE 等の研究プロジェクトの報告書
GP 等の教育プロジェクトの報告書
本学で開催された学会・シンポジウム等の資料・記録・報告書等
本学での講義等で使用した教材ほか教育用資料
各種成果物の根拠となる研究データ
その他，附属図書館長の認めたもの